

# 平塚市地域福祉計画（第3期） 平塚市地域福祉活動計画（第2期）

わたしたち地域住民一人ひとりの意思と参加でつくる

福祉のまち ひらつか の実現

**【概要版】**

平塚市

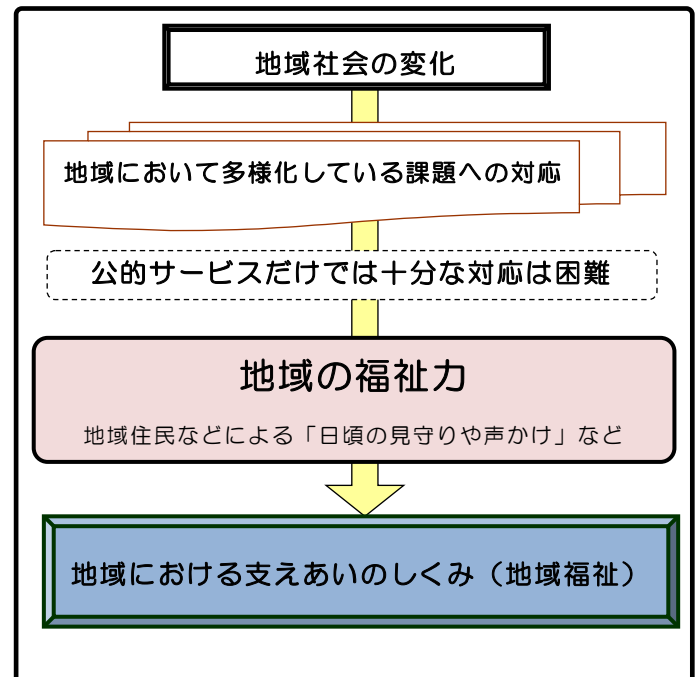
社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

## 第1章 計画策定の趣旨

### ◆地域福祉とは

本計画では、制度による福祉サービスを利用するだけでなく、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携・協働しながら、地域での人と人とのつながりを大切に、「共に生き、支えあう社会」を実現しようとする（共生のまちづくり）が地域福祉であると考えます。

福祉に求めるものは、地域ごとに違い、自分の置かれた状況でも異なってきます。地域福祉では、自分の住んでいる地域をどのようにしたいのか、福祉の水準はどのくらいがいいのか、どうすれば実現するのか、地域に関わる人々が中心になって決めていくことが重要です。



地域福祉のイメージ

### ◆計画の理念

**わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる  
福祉のまち ひらつか の実現**

平塚市地域福祉計画・平塚市地域福祉活動計画は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域福祉の主体である地域住民の一人ひとりが「地域をより良くしたい」という意志を持ち、地域の課題解決や支えあい活動に主体的に参加していくことを理念としています。

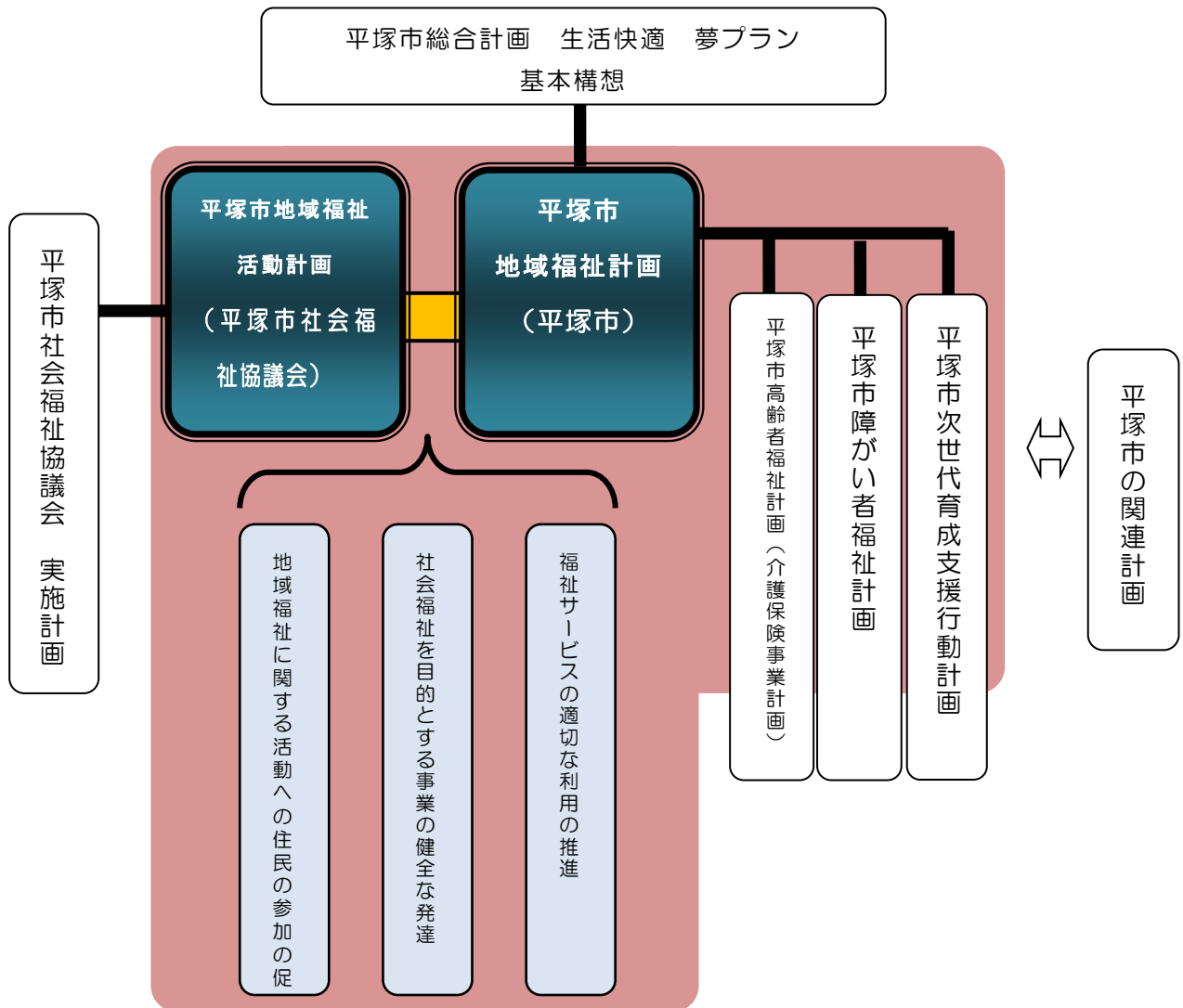
### ◆計画策定の背景

本計画策定の背景として次のようなことがあげられます。

- (1) 地域のつながりの希薄化と絆の再生
- (2) 地域が抱える課題・ニーズへの対応
- (3) 福祉の制度の変遷
- (4) 市民参加と基盤づくりの必要性
- (5) 安心・安全のまちづくり
- (6) 支えあい、助けあう地域づくり

## ◆一体的な地域福祉の推進と計画の位置づけ

本計画は、市が主体となって策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が主体となって策定している地域福祉活動計画を一体的に策定したものです。これら2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目的としていることから、第2期計画（平成21年度～平成25年度）までの相互連携をさらに一歩進め、総合的に地域福祉を推進します。



## ◆計画圏域

本計画では、市域全体を一つの計画圏域としてとらえたうえで、地理的な条件やコミュニティ活動の状況を考慮し、市域を次の23地区に分け、地域福祉を推進していきます。民生委員児童委員や地区社会福祉協議会についての地区割りと同一のものであります。

## ◆計画期間

本計画は、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5か年計画とします。なお、計画は必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### ◆福祉を取り巻く環境

#### (1) 人口・高齢化の状況

平成22年(2010年)の国勢調査報告によると、本市の人口は、260,780人であり、平成17年(2005年)に比べ、1,822人の増加となっています。平成2年(1990年)から平成22年(2010年)までの20年間の高齢化率の推移を見ると、9.1%から21.2%となり、高齢化が急速に進展していることがわかります。それに伴い、要介護・要支援認定者も増加傾向にあります。

#### (2) 障がい者の状況

市内の障がい者(障害者手帳等の交付者)については、平成24年度で11,511人であり、増加傾向にあります。

### ◆地域の状況

#### (1) 自治会(町内会)

自治会(町内会)は、地域において、お互いに協力し合い、住みよいまちをつくるために自主的に組織された団体です。市内には、各地域に232団体(平成25年3月現在)が組織されています。住民の自治会加入率はおよそ75%です。

#### (2) 地区別の人口と高齢者・年少人口比率(年齢3区分別・23地区)

平成25年(2013年)の地区別の高齢化率を見ると、複数の地区で25%を超えており、年少人口比率では、半数以上の地区が13%未満です。

### ◆地域における福祉活動

#### (1) 民生委員児童委員

本市では、厚生労働大臣から委嘱された405人の民生委員児童委員が、本計画の計画圏域と同一の23地区で地区民生委員児童委員協議会を組織して活動しています。また、主任児童委員は、児童問題を専門的に担当するために各地区に2人ずつ配置されています。

#### (2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、本計画の計画圏域と同一の23地区を単位とする地域住民の自主的な組織で、自治会町内会や民生委員児童委員協議会などの各種団体と連携しながら、地域ボランティアの協力により、身近な地域における福祉活動の実践組織として活動しています。

#### (3) 町内福祉村

地域住民の方の自主的、主体的な参加を基本に、お互いに支えあい、助けあいながら地域に住む誰もが安心して生活できるしくみづくりを目的としています。町内福祉村は、地区公民館(25館)区域ごとに設置しており、現在、市内25地区のうち15地区において、町内福祉村事業が実施されています。

#### (4) ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

本市におけるボランティア活動は、今日様々な分野で行われ、福祉分野においては、対象者別に見ても、高齢者・障がい者・子育て中の方・外国籍の方など、多岐にわたった活動が展開されています。

### ◆地域の抱える課題

市民意識調査、地域福祉活動団体へのアンケート等から見える主な課題は次のとおりです。

#### ■地域での助けあいの心をはぐくむ（地域福祉意識の向上）

- ・制度による事業では対応できない狭間にいる高齢者、障がい者の方を、本来、地域で助けあわなければならないと感じる。

#### ■支えあい・助けあいのできるまちづくり（仕組みの再構築）

- ・地域福祉活動団体の融合を含めた整理が必要である。

#### ■地域ボランティアの人材育成（担い手の確保）

- ・ボランティア活動を現在していなくても、やりたい意識を持っている人が多くいる。この方々をどう結び付けるかが課題である。

#### ■個人情報の保護と共有

- ・近所に心配な方がいるが、どこまで立ち入っていいものなのかわからない。

#### ■災害時における要援護者対策の必要性

- ・隣近所付きあいもあまりなく、災害が起きたとき、どうしたらよいかわからない。
- ・3.11以降、地域で不安を抱えている高齢者がいる。地域での支援活動を積極的に進めていく必要がある。

#### ■利用者の立場に立った相談体制

- ・地域の身近なところで相談できる窓口があると良い。
- ・高齢化が進む中、待っているだけでなく、地域に出向いていくことも必要であると思う。

#### ■多様な伝達手段による福祉情報の提供

- ・困ったことに対して、わかりやすく情報を得られるようにしてほしい。
- ・地域の中でどのようなサロン活動が行われているかわからない。

#### ■地域福祉ネットワークづくりの強化

- ・地域と行政それぞれができることを話しあうことが大切ではないか。
- ・障がい、母子、高齢者などの枠を越えて連携できるさまざまなネットワークの必要性を感じる。



### 第3章 施策の推進

福祉のまちづくり、地域福祉の環境整備と充実は、地域住民、行政、関係団体などが、それぞれ主体性を持ちながら協働していくことが重要です。そこで、本計画では、取り組むべき目標について、それぞれに期待される役割や考え方を記載し、各団体が一丸となって地域福祉を推進できるものとなりました。本計画での取り組みは次のとおりです。

#### ■理念の実現に向けた取り組み

基本目標	目 標	実現に向けた協働のあり方・施策の展開
〈1〉協働による福祉のまちづくり	1 福祉コミュニティづくりの推進	(1) 地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進 (2) 地域福祉団体のネットワークづくりの推進 (3) 町内福祉村事業の推進
	2 地域福祉活動への参加促進	(1) 地域福祉の啓発 (2) 福祉教育の充実 (3) 地域福祉活動を担う人材育成の充実 (4) 市民後見人の人材確保と支援
	3 地域福祉活動の充実	(1) 町内福祉村事業の充実 (2) 民生委員児童委員活動の充実 (3) 地区社会福祉協議会活動の充実 (4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実
	4 安心・安全なまちづくり	(1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築 (2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実 (3) 避難行動要支援者への支援 (4) こころと命のサポート
〈2〉地域福祉の共通基盤づくり	1 制度やサービスの情報の提供	(1) 情報提供の充実
	2 相談体制の充実	(1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実 (2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化 (3) 専門相談員等の資質の向上
	3 福祉サービスを支えるしくみの充実	(1) 日常生活自立支援事業の充実 (2) 成年後見制度の推進 (3) 社会福祉事業の充実





## 基本目標 1 協働による福祉のまちづくり

〈目 標〉 1 福祉コミュニティづくりの推進	
地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進	助けあい、支え合う地域づくりには、福祉コミュニティづくりが不可欠です。現在活動中の地域福祉団体を核としながら、その地域に合った福祉コミュニティづくりを進めます。
地域福祉団体のネットワークづくりの推進	各地域福祉団体の連携体制を充実し、連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動を可能にします。
町内福祉村事業の推進	町内福祉村の設置は、地域住民が自らの意思を持って地域の総意で取り組むことが必要です。今後、地域住民と市、平塚市社会福祉協議会やその他関連する地域団体が、設立に向けた協議、検討を進め、地域性を考慮し、地域への人材や資源を活かしながら設立に向けた準備を行っていきます。
〈目 標〉 2 地域福祉活動への参加促進	
地域福祉の啓発	これらの地域課題に地域全体が気付くような啓発活動が必要です。市民一人ひとりが高い意識を持って参加することで、平塚市の地域福祉がより充実したものとなります。地域福祉活動の必要性や意義を伝え、参加意欲を高めるための啓発活動を行います。
福祉教育の充実	次世代を担う児童生徒が福祉のこころを育み、いつまでも持ち続けるために、福祉のことをより身近に感じることが大切です。児童生徒が地域福祉活動などに積極的に参加できるよう、こどもの成長過程に合わせ、教育分野と連携して福祉学習や体験の機会を増やします。
地域福祉活動を担う人材育成の充実	企業等の退職者、主婦、学生等が地域福祉に関心をもち、より積極的に福祉活動に参加し活躍することによって、生きがいややりがいにつながられるような環境をつくります。
市民後見人の人材確保と支援	成年後見利用支援センターを中核とし、継続的に市民後見人の養成確保及び支援を行います。
〈目 標〉 3 地域福祉活動の充実	
町内福祉村事業の充実	町内福祉村活動が、より充実したものとなるよう現状を把握し、地域で必要とされるサービスが多くの方に利用され、地域の絆が一層深まるように活動の発展、拡充を目指します。
民生委員児童委員活動の充実	民生委員児童委員が積極的に活動を展開できるよう、現在実施されている研修活動の内容を充実させます。また、民生委員児童委員が地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供を行うとともに、委員活動の広報を行います。同時に担い手不足を解消し、市民が等しく支援を受けられる環境をめざします。
地区社会福祉協議会活動の充実	地区社会福祉協議会が各種地域内の団体の協議会であることの強みを活かした地域内のネットワークづくりと全市的なつながりの強化を進め、行政・市社協との連携の中、地域内のニーズの掘り起こしと問題解決に取り組むことで、誰もが安心して住むことができる地域社会の実現につなげます。
ボランティア、市民活動団体等の活動の充実	地域の課題を起点とした新たな活動団体づくりを支援し、既存の活動団体については、活動を担う人材の育成などにより安定して活動できるように進めます。ボランティア活動、市民活動を行う方のために、平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター及びひらつか市民活動センターの機能充実を図り、なるべく長く活動が持続できるように支援します。
〈目 標〉 4 安心・安全なまちづくり	
地域連携による日常生活の見守り体制の構築	地域福祉団体を核とした「福祉コミュニティ」が主体となり、高齢者や障がい者等が孤立せず、地域全体で見守るような環境を目指します。

孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実	最後のセーフティネットとして、近隣住民を中心に、民生委員児童委員、自治会町内会、高齢者よろず相談センター、警察、病院など、不測の事態を見逃すことのない、綿密な連絡体制を築きます。また、わずかでも接点のある地域の民間事業者などとの連携・協定を充実させます。
避難行動要支援者への支援	大規模地震や台風などによる風水害などの災害時に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援は、安心・安全のまちづくりを推進するうえで不可欠です。災害時に、共助による避難行動要支援者への支援や安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築します。
こころと命のサポート	市民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に総合的自殺対策を推進します。

## 基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

<b>〈目 標〉 1 制度やサービスの情報の提供</b>	
情報提供の充実	保健福祉に関する様々な制度やサービス内容等の情報を、必要とする人へ正確にわかりやすく確実に提供するため、市のホームページやパンフレットの充実を図るとともに、メディア等を活用し、地域住民がその情報を容易に入手できるように努めます。
<b>〈目 標〉 2 相談体制の充実</b>	
地域の身近な保健福祉相談窓口の充実	地域のより身近なところで、気軽に保健福祉の相談ができる体制を整備するとともに、高齢者、障がい者、児童などに関する専門相談機関の充実を努めます。
保健福祉の相談機関のネットワーク化	複数の問題を抱える相談者が増えている中で、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各分野のネットワーク化を推進するとともに、多分野における専門相談機関とのネットワークづくりを進め、各窓口に寄せられた相談に迅速かつ的確に問題解決ができるような体制を整えます。
専門相談員等の資質の向上	保健福祉の相談に専門性を発揮して適切に対応できる市職員の育成や、地域の身近な相談機関である高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センター、町内福祉村などの専門相談員の専門性を高めるための研修会などを開催します。
<b>〈目 標〉 3 福祉サービスを支えるしくみの充実</b>	
日常生活自立支援事業の充実	認知症高齢者や障がい者など判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活が送れるようにするため、福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業の充実を努めます。
成年後見制度の推進	成年後見利用支援センターを中核機関として、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などの判断能力が十分でない方に対して、権利擁護を推進していきます。また成年後見制度の利用促進のための支援及び普及啓発に努めます。
社会福祉事業の充実	苦情相談体制の確保や第三者評価事業の推進、また事業者間の連携強化などにより、民間事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。

## 第4章 計画の推進体制

本計画の進行管理については、進捗状況を把握するための関係各課による庁内連絡体制と、外部の委員で構成する平塚市地域福祉推進懇話会において、進捗状況の調査と評価を行います。

また地区懇談会や住民意識調査を実施します。

**■平塚市福祉部福祉総務課**  
 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 TEL 0463-23-1111（代表）

**■社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会**  
 〒254-0047 平塚市追分1番43号 TEL 0463-33-2333（代表）